梨県公

第千六百九十八号

平成十八年

曜

九月十一日 月

日 山梨県告示第四百七十四号

区区画整理事業)の施行について同意した。 る同法第十条第一項の規定により、平成十八年八月三十一日に土地改良事業 (丸林西地 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用す

平成十八年九月十一日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

山梨県告示第四百七十五号

地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業大野寺 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

ಶ್ಠ なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成十八年九月十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

縦覧書類

甲府都市計画の変更案の縦覧......六八三

 特定非営利活動法人の設立の認証申請

: 六八〇

六七九

道路の供用開始......

県営土地改良事業計画の変更......六七九

告

示

目

次

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成十八年九月十二日から同年十月十一日まで

Ξ 縦覧場所

笛吹市役所

兀 異議申立期間

平成十八年十月十二日から同年十月二十六日まで

告

示

山梨県告示第四百七十二号

地区区画整理事業)の施行について同意した。 る同法第十条第一項の規定により、平成十八年八月三十一日に土地改良事業 (菱山寺沢 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用す

平成十八年九月十一日

本

栄

彦

山梨県知事

Щ

山梨県告示第四百七十三号

る同法第十条第一項の規定により、平成十八年八月三十一日に土地改良事業(丸林東地 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用す

区区画整理事業)の施行について同意した。

平成十八年九月十一日

Щ

梨 県

公

報

第千六百九十八号

平成十八年九月十一日

山梨県知事

Щ 本 栄 彦

山梨県告示第四百七十六号

縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事 務所 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から平成十八年十月二日まで一般の 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十八年九月十一日

山梨県知事

Щ 本

栄 彦

種道類路の 路 線 名 X 間 (メー 延 トル) 長 期日 供用開始の

六七九

| 県道 | 朝日小沢猿 | 大月市猿橋町大字朝日小沢字宮 | 五五二・○ | 平成十八年 | 大月市猿橋町大字小沢字矢所一 | 四一七・○ 平成十八年 | 大月市猿橋町大字小沢字矢所一 | 四一七・○ 平成十八年 | 九月十一日 | 九月十十日 | 九月十日 | 1月十日 | 1

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

申請のあった年月日(平成十八年八月二十四日)

びにその定款に記載された目的一の目前に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 名称 NPO法人 KENPRO ATHLETICS
- 2 代表者の氏名 剱持英紀
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市小瀬町八百四十 小瀬スポーツケアハウス内
- 定款に記載された目的

地域社会に希望と活力を与えることの実現に寄与することを目的とする。 この法人は、幅広い年齢層の住民に対して、健康、スポーツに関する事業を行い、

三 縦覧期間 平成十八年八月二十五日から同年十月二十四日まで

) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止

次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条及び第八十二条の規定により

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

	科医院 緑の村岡山歯	院羽中田歯科医	事業所 居宅介護支援 豊富村社会福	世 體富村社会福 社会福祉法人	世 豊富村社会福 社会福祉法人	豊富村役場	所置村立診療	所豊富村立診療	ン ー ステー ショ ショ	名称
地八八	嶺一一〇九番 一色村富士ヶ 西八代郡上九	九二番 地 一八	三八番地一 村大鳥居三七 東八代郡豊富	三八番地一 村大鳥居三七 東八代郡豊富	東八代郡豊富 東八代郡豊富	大 村 大 鳥居 三 八 代郡 豊富	村大鳥居三六 村大鳥居三六	村大鳥居三六 村大鳥居三六	地門一二八八番 三郷町市川大 不八代郡市川 番	所 在 地
	三四九	一九三〇五〇〇	一九七〇五〇〇	- 九七〇五〇〇	一九七〇五〇〇	一九七〇五〇〇	一九三〇五一〇	○九一○五一○ ○六二	- 九七〇六〇〇	介護保険事業所
	導(みなし)居宅療養管理指	導(みなし) 居宅療養管理指	居宅介護支援	通所介護	訪問介護	居宅介護支援	導(みなし)居宅療養管理指	導(みなし)居宅療養管理指	居宅介護支援	サービスの種類
	二十八日平成十八年二月	二十八日 平成十八年二月	十九日 平成十八年二月	十九日 平成十八年二月	十九日 平成十八年二月	十九日 平成十八年二月	十九日 平成十八年二月	十九日 平成十八年二月	十日 平成十八年二月	廃止年月日

山 梨 県 公 報 第千六百九十八号 平成十八年九月十一日

尾根進藤医院		中山医院		中山医院		中山医院		至 会福祉協議会 上九一色村社	所	f 所介護事業 会福祉協議会 上九一色村社		支援事業所中道居宅介護		護事業所 中道町訪問介		護事業所		会社 供式		
北巨摩郡小淵	地質工	マスプログラス 北巨摩郡小淵	地質工		地加工人士	尺丁四つ ご番	- 七 四 君 壮	一七四番地一色村古関一西八代郡上九		七四番地口		一七四番地 一色村古関一 西八代郡上九	O 会館内	一六番地YL 町下向山一五 東八代郡中道	〇会館内	一六番地YL 町下向山一五 東八代郡中道	C会館内) 会官对 Y L 町下向山一五 東八代郡中道	号	丁目二〇番一
九 一 000	-	一九 - 000	-	一九 - 000	-	一 000		- 九七〇六〇〇		- 九七〇六〇〇		四九〇〇五〇〇		- 九七〇五〇〇		一九七〇五〇〇		四七三		
居宅療養管理指	準(みたし)	事へ は 居宅療養管理指	し)ことである。	ショノト みな	Ų	訪問看護(みな		通所介護		訪問介護		居宅介護支援		通所介護		訪問介護		福祉用具貸与		
平成十八年三月	十 四 E	平成十八年三月	T E	平成十八年三月	- <u> </u> E	平成十八年三月		二十八日平成十八年二月		二十八日平成十八年二月		二十八日平成十八年二月		二十八日平成十八年二月		二十八日平成十八年二月		二十八日 円		
	八ヶ岳星と虹	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所がいる。		有賀歯科医院		有賀歯科医院	有 智 时 形 图		院山梨甲陽病	比片	院山梨甲陽病	七土市・小淵	院	北杜市・小淵	院山梨甲陽病	比土市・小淵			
八番地二一ナ	北巨摩郡小淵	八番地二一ナ	ス丁- 20mm ルボラ 東部 小淵	番地一〇三〇	北巨摩郡小淵	番判一〇三〇	北巨摩郡小淵	番地一〇三〇		四番地 电机用 人名	_	四番地元九五		大八田三九五 大八田三九五		四番地大八田三九五	比注节長反叮	番地 八六		
	一九三一〇〇〇		一九三一〇〇〇	- ; t	一九三一〇〇〇	<u>-</u> ;	一九三一〇〇〇	二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	- - - - -	〇 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- l - l -	〇 - 一	- - - 1		- 九 - 九 - 〇	〇 - 一 ガ 四 - ガ -	- - - - - -	八六六		
し)	訪問リハビリテ) 訪問看護(みな			し)こので	訪問リハビリテ	し) し) も も も 	_	導(みなし)		護(みなし)	豆阴人沂奈麦子	し)	訪問リハビリテ		方問雪隻へみな	導 (みなし)		
	7 平成十八年三月	 	平成十八年三月	寸 匹 E	平成十八年三月	† [7] E	平成十八年三月	十四日	\rightarrow	十平四月日十二月日十二月日	マ 	十四日	下	十四日	平成十八年三月		平成十八年三月	十四日		

クデイ・ケア	府南事業所	業所に対する	武川診療所居	業分割を担	已个雙支援 武川診療所居		医療法人浅川	福祉協議会		I	社会福祉法人	ンジラーミー	僕ステーショ 八ヶ岳訪問看	ガラ 語記 見る おいま かいま かいま かいま いっぱい かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かい		護ステーショ 八ヶ岳訪問看	歯科診療所 虫		[] .
丁目一六番二甲府市塩部四	一四番地一五甲府市青葉町	番 地 原 三 七 一	牧村 市武川町	番	牧村市武川町		- 一 しこ番他甲府市山宮町	番地プニブブ	マリヤニヤヤ 北巨摩郡小淵	番地プラファ		四月の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	大\ 日三 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	四番地 二九五	と 四次 四次 四次 一番 地 目 カラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大八田三九五北杜市長坂町	八 番 世 一 九 元 九 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元		
- 九七〇 - 〇 - 〇四二	九二九		一九一九一〇		一九一九一〇	7	、一 大 二 〇 一 三	7	一九七一〇〇〇	7	九七 000	=======================================	一九六一九九〇	〇 - - ナデ - ナナ ()	- (\[\] = \] = \[\]	○二三一九六一九九○	四 - 二 : 四 : C : C : C : C : C : C : C : C : C : C	- - - - - - - - -	
ーション	通所介護		居宅介護支援	U) 3 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	ショノトみな 訪問リハビリテ		ショノ 通所リハビリテ		居宅介護支援		訪問介護		居宅介護支援	記尼者話	方可写真	訪問入浴介護	導(みなし)		3
三十一日平成十八年三月	三十一日平成十八年三月	= + - E	平成十八年三月		平成十八年三月	- - E	平成十八年三月	寸 四 E	平成十八年三月	⊒ E	平成十八年三月	E	平成十八年三月	十 平 四 万 日 イ 三 月	z - 見 - 見 - 見	十四日平成十八年三月	十 平 四 成 日 十 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月		
事須業3所通) 須 養玉	千 毛 手 戶	印かる	和	和事業所	ー ^ シ J	・身 レ延	所が記	一 中	所介証	 身 護延	事記	方祉身 閉協延	事業所	南	ス デ 州 ー 訪	センター	
1 1		入 須 玉 訪問 入 浴		手昭		手 昭	ーションフラ	F A	所が言うお言う		所言さお事業			5月 計 引 議 会 指 に に に に に に に に に に に に に	護 <i>t</i> 支 <i>f</i> 援 <i>i</i>		シ問 ョ介 ン護	タ 	
地一地一大九五番			七四番地一		七四番地一	丁獎也新 居三中巨摩郡昭和	番地名		番地 七 7 - 1		三番地三六		習出	町常葉一〇九 南巨摩郡身延	二番地 八八一		三一番地二五四日市場二〇 留吹市石和町	号	
〇 六 一 七 - ナ C	- ()	一九七一九〇〇	† †	- 九七〇八〇〇	7	一九七〇八〇〇	<i>∃ J</i> †	九七〇七〇〇	1	- 九七〇七〇〇	I 7	- 九七〇七〇〇		五四六	四 - 五 四 - ((一九七つ七つつ	三八三		
道 所 介 話		訪問入浴介護		訪問介護		居宅介護支援		訪問介護		居宅介護支援		居宅介護支援		訪問介護			訪問介護		
三平十分日月	で	平成十八年三月	= - - - -	平成十八年三月	= - E	平成十八年三月	= - - - -	平成十八年三月	= - - - -	平成十八年三月	= - - F	平成十八年三月		三十一日平成十八年三月	三 ³ 十 <u>5</u> 日 <i>1</i>	平成十八年三月	三十一日平成十八年三月		7

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退

養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第一一三条の規定により、次の指定介護療

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本 栄

会斉藤医院医療法人藤和	堂病院 医療法人回生	名称
九番地ーハプス市	場二七〇番地	所 在 地
五五一九七〇八〇〇	〇 九 九 一 一 〇	介護保険事業所
施設 介護療養型医療	施設	サービスの種類
三十一日平成十八年三月	三十一日平成十八年三月	辞退年月日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

年一月十一日まで縦覧に供する。り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が

平成十八年九月十一日

山梨県知事 山 本

栄

彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一
- 住所 甲府市丸の内一丁目十六番十四号

二 届出の概要

2

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ² 名称 オギノ笛吹店 Aゾーン
- 所在地 笛吹市石和町広瀬字前田二百二十五番地
- 2 変更しようとする事項

業を行う者の閉店時刻大規模小売店舗におい	変
オ売店は	更
居におい	事
*を行う者の閉店時刻へ規模小売店舗において小売	項
午後九	変
午後九時四十五分	更
	前
午後十一	変
時	更
	後

Щ

梨

県

公 報

第千六百九十八号

平成十八年九月十一日

ができる時間帯 十時まで 十一時十五分まで来客が駐車場を利用すること 午前八時三十分から午後 午前八時三十分から午後

彦 アゼトし 手 1月 3 変更する年月日

平成十八年九月一日

三届出年月日

平成十八年八月二十五日

甲府都市計画の変更案の縦覧

平成十八年九月十一日の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画をでいる。 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、都市計画を

山梨県知事 山 本 栄

彦

都市計画の種類

甲府都市計画道路

(三・三・一号 和戸町竜王線)

縦覧に供する図書に明示する部分都市計画の変更に係る土地の区域

三 縦覧場所

甲府市貢川二丁目一番八号(中北建設事務所都市整備課甲府市丸の内一丁目六番一号)山梨県土木部都市計画課

四 縦覧期間

甲斐市篠原二六一〇番地

甲斐市都市建設部都市計画課

平成十八年九月十二日から同月二十五日まで

発行者	山梨
山梨	県 公 報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千六百九十八号
丁目六番一号	平成十八年九月十一日
印刷所(株サンニチ印刷	日
甲府市北口二丁目六番	
番	
	六八四